

社会福祉法人恵寿会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵寿会（以下「この法人」という。）定款第25条及び第10条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費等）その他の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤理事で職員としての立場を有する者（理事長は除く。）に対しては、報酬は支給しない。
- 3 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 常勤理事の報酬月額は、別記1「常勤理事の報酬」に定めるとおりとする。
- 4 非常勤理事の報酬は、別記2「非常勤理事の報酬」に定めるとおりとする。
- 5 各々の監事の報酬の額は、別記2「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。
- 6 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員及び評議員の報酬は、報酬を支給する事由の生じた日の属する月の翌月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日に当たる場合は、その直前の金融機関の営業日に支払うものとする。

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するも

のについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 前項の費用のうち、役員及び評議員による理事会等の会議への出席その他の職務執行に要する旅費の額は、この法人の旅費規程の基準に準じて算定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員及び評議員による理事会等の会議（監査会を含む。）への出席に要する旅費は、旅費を支給する事由の生じた日の属する月の翌月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日に当たる場合は、その直前の金融機関の営業日に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

- 第7条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給し、又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬及び費用弁償は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立て替え金等を控除して支給する。

（公表）

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別記1

常勤理事の報酬

月額15万円

（職員を兼務している場合には、職員給与に加えて支給する。）

別記2

非常勤理事の報酬

ア 理事会等の会議への出席の都度 1人一律 10,000円

イ ア以外の法人業務に従事の都度 1人一律 3,000円

別記3

評議員の報酬

評議員会への出席の都度 1人一律 10,000円